

JR東海労なごや

2015年4月15日 No.1032

JR東海労名古屋地方本部

発行者：山田哲也

編集者：堀部肇

三労委で会社側証人を審問したぞ！ 職場に組合掲示板を！

私たちは、伊勢運輸区にJR東海労組合掲示板を設置するよう三重県労働委員会に救済命令を求めたばかりです！

4月13日、三重県労働委員会において、会社側の証人に対する証人審問が開催されました。2013年3月25日、三重県労働委員会に申立てて以降2年。事の発端である紀伊長島駅乗務員配置廃止から数えると3年の月日が流れました。私たちは、この間の経過と問題点を再確認し、打ち合わせを十分に行って証人審問に臨みました。

基本協約には、組合掲示板を便宜供与する決まりがあります。

ただね、、、基本協約に明記のない「掲示板設置許可基準」によって、伊勢運輸区にJR東海労組合掲示板は設置されていません。

会社が許可した場合だけ組合掲示板を設置できるのだから、その設置に当たっての基準は「会社の専権事項」であるから「組合と議論して決める必要はない！」って言うんです。

つまりは、

「基準は会社が勝手に決めるから黙って従え！」

っていう理論なんです。

「そんなバカな？」って気持ちになるよね！

俺たちには、憲法に保障された**「団結権があるぞ！」**「**団体交渉権もあるんだぜ！**」って事を訴えてきました。互いにフォローし合いながら、矛盾点を明らかにしながら、会社の「本職の弁護士」と対等に、正々堂々と私たちの主張を会社の証人に対してぶつけてきました。

私たちの主張の正しさは、きっと審査委員に伝わったと思っています。

次回期日は、7月27日（月）14時30分から開催されます！

**勝利命令をかちとり掲示板獲得するまで
組合員全員が団結してガンバります！
みなさんも応援よろしくお願ひします！！**